

令和6年度岐阜県予算 及び施策に関する要望書

岐阜県町村会

令和6年度県の予算及び施策に関する要望事項

岐阜県町村会

【重点要望】

1	地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進	1
2	町村財政基盤の確立	2
3	アフターコロナに係る地域の経済対策に対する地方財政の支援	3
4	防災・減災対策の充実強化	4
5	少子化対策とこども・子育て政策の推進	5
6	教育行政の推進	6
7	デジタル化施策の推進	7
8	東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進 及び濃飛横断自動車道の事業推進	9
9	道路網の整備推進及び維持管理財源の確保	10
10	亜炭鉱跡対策事業の継続	11
11	新丸山ダム建設事業の促進	12

【一般要望】

I 地方分権改革関係

1	町村自治の確立	12
---	---------	----

II 町村財政対策関係

1	地方債の充実改善	13
2	社会資本整備総合交付金の確保	14
3	地方税電子化の動向に伴う基幹システム改修に対する財政措置の継続	14
4	低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例に対する要件確認への財政措置	14

III 地震防災対策関係

1	公共施設の耐震化等に対する補助の拡充	15
2	町村消防の充実強化	15
3	原子力災害対策の充実強化	16

IV 福祉・医療関係

1	医療保険制度の安定的運営	16
2	介護保険制度の広域化の推進及び人材の確保	17
3	地域医療の確保	17

4	障害者保健福祉施策の推進	18
5	福祉サービスの行政区間格差の是正	18
6	自治体の実情に応じた支援体制モデルの提示	19
7	社会手当の整理	19
8	新型コロナウイルス感染症対策の充実強化等	19
9	措置制度に対する支援等	20
10	民生委員・児童委員制度の見直し	20
V 交通・通信の整備、情報化関係		
1	地域交通対策の推進	21
2	マイナンバーカードの利活用機会の拡充	22
VI 治水・砂防・治山関係		
1	災害から守るための河川整備の推進	23
2	砂防事業の推進	23
3	治山事業の推進	24
VII 生活環境施設関係		
1	水道施設の整備促進	24
2	県営水道における受水費の見直し	25
3	合併浄化槽設置の普及推進	25
4	高度処理対策の推進	25
5	ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等	26
VIII 農業・農村振興対策関係		
1	農業・農村対策の推進	27
2	野生鳥獣被害防止対策の推進	28
IX 森林・林業振興対策関係		
1	森林整備の推進	29
2	清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し	29
X エネルギー対策関係		
1	物価高に対する財政支援	30
2	再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する財政的支援	30
3	環境保全対策の推進	30
XI その他		
1	新食肉基幹市場建設促進に係る支援強化	31
2	地籍調査事業の推進	31
3	空き家対策の支援事業に係る補助率の拡充等	31
4	エネルギー価格の高騰に対する地方自治体への財政支援	32

【重点要望】

1 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進

農山村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取り組みは、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会づくりの基礎であり、活力ある国づくりの実現に繋がるものである。

今後、こうした取り組みを「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル化・地方活性化関連施策の推進によって更に発展させていくことにより、地方への移住・定住、田園回帰の本格化といった新たな価値観を一層定着させていく必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地域資源を掘り起こし有効活用することで雇用の場を増やすとともに、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進める施策について、制度的、財政的に支援すること。

(2) 東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築に向け、政府機能の移転、本社機能の移転等を更に積極的に支援すること。

(3) 国は社会保障に係る必要な財源を安定的に確保するとともに、地方財政計画において、地域のデジタル化・脱炭素化の推進、防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進などの方策のほか、自治体施設の光熱水費高騰への対応やリスキリング推進の実現に向けて必要な財源を確保すること。

(4) デジタル田園都市国家構想交付金については、対象事業の申請要件を緩和するなど、地域の実情に配慮し一層使い勝手の良いものとし、その規模を拡充すること。

また、デジタルの力によらない従来の方創生の取り組みについても引き続き積極的に支援すること。

(5) デジタル社会の推進に当たっては、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取り組みに対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。

(6) 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、相談体制の整備や制度の周知を徹底し、事業協同組合を円滑に設

立・運営できるよう支援すること。

- (7) 保健師、社会福祉士等の資格を有する職員、設計技能を有する職員や土木技師等の専門性の高い職員の人材確保に向けた支援策を講じること。

2 町村財政基盤の確立

町村は、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

さらに、公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、脱炭素社会の推進など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うとともに、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。
- (2) 臨時財政対策債はいずれ廃止することとし、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。
- (3) 地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」を堅持すること。
- (4) 業務改革の取り組み等の成果を反映した基準財政需要額の算定について、行政コストの差は人口や地理的な条件によるところが大きいというえ、中山間地域では民間委託が困難な実態を踏まえ、町村の財政運営に支障が生じないよう十分配慮すること。
- (5) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の全額復元に取り組むこと。
- (6) 「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力

の弱い町村においては、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

(7) 合併により増大した経費を十分に把握し、地方交付税算定に的確に反映すること。

(8) 公共施設等の除却経費を地方交付税で措置すること。

(9) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(10) 自動車関係諸税の在り方について検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(11) ゴルフ場利用税は、現行制度を堅持すること。

(12) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であり、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、令和6年度の評価替えにあたっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

併せて、土地の税負担軽減措置等を引き続き検討し所要の見直しを行うこと。

(13) 国際観光旅客税の用途を、地方の観光資源の整備に充てること。

(14) 令和6年度までとなっている企業版ふるさと納税制度を延長・拡充すること。

3 アフターコロナに係る地域の経済対策に対する地方財政の支援

新型コロナウイルス感染症により長期にわたる経済の落ち込みに対する多面にわたる支援により経済活動が戻りつつある一方、地方自治体の財政事情は厳しい状況が続いている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 町村の財政運営に支障が生じないよう、安定した地方交付税の確保と配分に努めること。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の確保と適正配分による地方財政支援を継続すること。

また、住民生活並びに民間事業者の経済活動の継続及び雇用の維持について、引き続き財政支援をすること。

- (3) 多様化する外国人観光客の旅行需要に対応する観光コンテンツ造成、海外への情報発信、マナー啓発等について、自治体や地域の観光事業者が柔軟に対応できるように財政面での支援を強化すること。

4 防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ巨大地震もいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 集中豪雨等による災害などにより甚大な被害を受けた町村に対し、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

また、個別避難計画の策定については、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。

- (2) 国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう安定的かつ十分な財源を確保し、対策期間の終了後も、積極的な対策を継続すること。

併せて、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生時に連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

- (3) 南海トラフ地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう必要額を確保すること。

- (4) 非常電源装置等の更新や燃料タンクの増設に対する補助、電気自動車の購入など庁舎等の避難所機能充実のための財政支援を拡充すること。

- (5) ライフライン保全対策事業を令和6年度以降も継続し、予算を確実に確保すること。

- (6) 災害時における支障木伐採については、国から直接、電力会社へ補助するなど迅速かつ直接的な制度を創設すること。

- (7) 自治体における災害情報等の伝達設備の更新や新規システムの導入に対する補助メニューの創設など財政支援制度を拡充すること。
- (8) 緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を令和 8 年度以降も延長又は恒久化すること。

5 少子化対策とこども・子育て政策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。

そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 幼児教育・保育の無償化にかかる必要な財源は、国の責任において確実に確保すること。

また、0～2 歳児クラスの所得制限の撤廃と、第 2 子以降も多子軽減によらず完全無償化とすること。

- (2) 保育士を目指す学生向けの有利な奨学金制度等の創設や保育士の魅力（イメージ）アップの施策など新たな保育人材の確保に向けた取り組みを強化すること。
- (3) 県は、各圏域に「保育士・保育所支援センター」を設置し、更なる支援を充実すること。
- (4) 公立の保育所等の施設整備及び設備更新に対する補助制度を創設すること。
- (5) 放課後児童クラブの施設整備に対する「子ども・子育て支援施設整備交付金」の基準額を実際の整備費用に見合った額へ拡大すること。
- (6) 「子ども・子育て支援交付金」の小規模放課後児童クラブに対する支援を強化し、

補助金額の基準となる開設日数 250 日の緩和と人数や開設日数に応じた段階的な基準額を設定すること。

(7) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

(8) 県は現在、小学校就学前までとしている乳幼児医療費助成制度の対象を義務教育終了時まで拡大すること。

(9) 新生児聴覚検査にかかる補助制度を創設すること。

(10) 伴走型相談支援を充実させるため、不足している保健師や助産師など看護専門職確保のための財源措置を充実強化すること。

(11) 出産・子育て応援給付金の財源措置を継続すること。

(12) 子育て応援ギフトに関するプラットフォームの整備、家事育児援助、託児（一時預かり）、産後ケアなどのエリア拡大、民間事業所の増加を目的とした民間事業所への補助の充実を図るため必要な財源措置を充実強化すること。

また、産後ケアについて、12 か月までの児を対象にできるよう医療機関の体制整備を支援すること。

6 教育行政の推進

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特別支援教育支援員に係る経費は、学校あたりの算定基準ではなく学校の実態に応じて適切に人的及び財政的措置をすること。

(2) 特別支援学級設置校の拡充に向けて、特別支援学級・通級指導教室の設置に関わる要件を緩和すること。

また、教職員の配置に関わる安定的な財政措置をすること。

併せて、支援学級の設置が不可となった場合は、その事由を含めた通知をすること。

(3) 県は ALT の増員をするために必要な経費を財政支援すること。

(4) 正規教職員数の確保と指導力の向上をはかり、定数加配の充足、教頭複数配置の拡大及び事務の共同実施を行う学校への加配のための財政支援をすること。

- (5) 複式学級解消のため、教員定数を規定している標準法を改正すること。
- (6) 養護教諭の複数配置の基準を引き下げること。
- (7) 部活動の地域移行に係る地域指導者への謝金について地方財政措置をすること。
また、市町村格差が生じないように、県での統一的な取り組みをすること。
- (8) スクール・サポート・スタッフ配置事業について、5学級以下の学校への要件拡大と補助率を拡充すること。
- (9) 令和7年度までに小学校は35人学級が実施されるが、中学校の35人学級の導入と小学校の30人学級の導入を実現すること。
- (10) ICT環境整備（GIGAスクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持や更新のための費用も支援すること。
- (11) 「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」での導入教科の拡充並びに授業支援ソフト、電子書籍の導入及び維持管理に係る財政措置を図ること。
- (12) 各学校のICT機器を授業に活用できるよう技術的な側面からの支援（GIGAスクール運営支援センター整備事業等）に対し、財政支援を拡充すること。
- (13) 公立学校施設整備事業に対する国庫補助対象事業・負担（算定）割合を拡充すること。
- (14) 学校施設環境改善交付金の継続的な予算確保及び給食センターの設備更新に対して財政的な支援をすること。

7 デジタル化施策の推進

全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタルへの対応は必須である。そのため、町村においては、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）やデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村のDXの推進に積極的な財政支援を行うこと。
また、年度途中においても活用できる補助金メニューを導入すること。
- (2) 専門人材の確保・育成のための現場ニーズを踏まえた人的支援、人材育成支援を更

に充実し、町村が設置している DX 推進を目的とする委員会等に対し助言・指導・講評を行うため、有識者（国又は県の職員を含む。）によるアドバイザー派遣を行うこと。

- (3) 町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドについては、早期に的確な情報提供を行うとともに、それぞれの町村の状況に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

やむを得ない事情により令和 7 年度までに標準準拠システムに移行できない町村に対し、不利益が生じないようにすること。

- (4) 情報システムの移行等に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費は、国の責任において確実に措置すること。

また、システム移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金の補助上限額の見直しや交付対象の拡大を図ること。

- (5) ガバメントクラウドの利用料は、可能な限り低額に設定すること。併せて、接続に係る経費、通信回線費等関連する経費に十分な財政支援を行うこと。

- (6) すべての地域がデジタル化に取り残されることなく、すべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を活用した事業の実施に要する経費は、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

- (7) マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務を簡素化するとともに、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。

また、マイナンバーカード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

- (8) マイナンバー制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担に対し、万全な地方財政措置を講じること。

- (9) マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

- (10) 公金収納に係る eLTAX の活用に伴って発生する負担金、システム改修費及び収納に係る経費に対し、十分な支援を行うこと。

- (11) サイバー攻撃や情報漏洩等に対するセキュリティ対策について万全の技術的・人的

及び財政的支援を行うこと。

(12) デジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に取り組む際に障害となる規制等を積極的に見直すこと。

(13) LGWAN 利用・マイナンバー・三層分離など国主導事業の財政支援を充実するとともに、国が求める自治体内情報システムの維持に必要な経費は、ソフト・ハードとも国が負担すること。

(14) 住民生活・産業振興含め多様な分野における 5G の全国展開と光ファイバ網、携帯基地局の整備を促進すること。

(15) 岐阜情報スーパーハイウェイについて、安定した情報ネットワークの確保に向け官民一体となった取り組みをすること。

(16) 光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスに速やかに位置づけ、町村が実施する光ファイバ等の基盤整備に必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。

(17) 光ファイバ網の情報基盤整備は、情報孤立化を防ぐループ化等を含め一定の水準までは国・県の責任において進めること。

町村が整備している光ファイバ網の災害復旧は、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

8 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の 4 車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、中京圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間の交流・連携を促進させる我が国の成長力の強化につながる極めて重要な社会基盤である。

また、近年は豪雨・台風・地震などの自然災害が相次ぎ、災害時における住民避難や支援物資輸送ルートとして高規格道路網の果たす役割の大きさを痛感したところであり、南海トラフ巨大地震で大規模な被害が想定される当地域においては、交通網確保は必要不可欠である。

現在、西回り区間の沿線地域では、各インターチェンジの開通を見据えて、アクセス道路や工業団地の整備のほか、企業誘致や観光振興など地域活性化に取り組んでいるところであり、一部企業は開通を見通し、進出を決定するなどそのストック効果は絶大で

ある。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成 20 年の全線開通以降、交通量が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止のための全線 4 車線化は、豪雨災害、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県駅へのアクセス道路として非常に重要な道路である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、重点的に予算を配分し一日も早く全線完成させること。
- (2) 東海環状自動車道山県 IC～大野神戸 IC 間について事業を加速させ、完成区間から順次開通させること。

同可児御嵩 IC～美濃加茂 IC 間について 4 車線化を早期に事業化すること。

同美濃加茂 IC～関広見 IC 間について「高速道路における安全・安心基本計画」に基づく優先整備区間に早期に選定すること。

- (3) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。
- (4) 東海北陸自動車道の 4 車線化について、残された飛驒清見 IC～白川郷 IC 間は、高速道路の料金徴収期間の延長による財源などを活用し、早期事業化を図ること。また、事業中の白川郷 IC 以北を早期に完成させること。
- (5) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

9 道路網の整備推進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。

また、東日本大震災での復興及び熊本地震での住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発するゲリラ豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備推進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に進めることが必要である。

しかしながら、高度成長期以降集中的に整備された道路施設は老朽化対策が必要となるが、地方においては、メンテナンスサイクルの予算・人材・技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備推進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道路の複数路線化を推進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）の整備に積極的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策にあたり、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

特に、点検・修繕事業のメンテナンスサイクルを確立する上で必要な道路の予算を確保するとともに、現在の国庫補助率の引き上げを図ること。

- (8) 豪雪時における除雪補助の確実な実施及び臨時特例措置による予算確保並びに雪寒地帯の除雪に関する財政需要に配慮した交付税措置を行うこと。

10 亜炭鉱跡対策事業の継続

旧亜炭採掘区域の上に多くの住民が暮らす地域では、いつ発生するかもわからない陥没被害に脅かされている。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、令和3年3月から始まった「南海トラフ

巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業」は、亜炭鉱廃坑の崩壊による被害を防止する有益な事業であるが、未だ多くの亜炭鉱廃坑（地下空洞）が残されている。

よって、県は旧亜炭採掘区域の住民が安心して暮らしていけるよう事業期間が令和 6 年度までとなっている同事業の継続的な事業化を国に対して強く働きかけるよう要望する。

11 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) ダム本体工事の早期完成に向けて強力に事業を推進すること。
- (2) ダム建設工事に伴う付け替え道路等の整備を早期完成すべく、事業を推進すること。
- (3) 事業の推進にあたっては、地域住民の生活に配慮すること。

【 一 般 要 望 】

I 地方分権改革関係

1 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、県は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項の実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

- (1) 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等
 - ① 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
 - ② 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制

定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

- ③ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取り組みの有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。特に、計画等の策定を求める法令の規定や通知を新設しないとする原則を遵守し、既存の計画についても統廃合等の見直しを進めるとともに、関連する計画等の一体的な策定や上位計画への統合など、地方公共団体の判断による計画体系の最適化を実効性のあるものにする。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

- ④ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

(2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」について

- ① 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。
- ② 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないように、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

(3) 市町村合併は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。

(4) 広域連携は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。

(5) 道州制は導入しないこと。

Ⅱ 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、公的資金を安定的に確保することが必要である。

また、過疎対策事業債は老朽化した道路や橋梁などのインフラ整備、公共施設の建て替えや改修などによる長寿命化等多くの予算を必要とする事業に活用され、今後も積極的な活用が見込まれる。

よって、県は次の事項を実現するため国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村が、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策及び地域活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。
- (2) 財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。
- (3) 過疎地域のニーズを踏まえ、過疎対策事業債の所要額を確保すること。
また、住民生活の利便性を確保するために活用できるソフト事業枠を拡大すること。

2 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、県は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源の確保及び補助率を嵩上げ(50%→55%)するよう国に対して働きかけるよう要望する。

また、立地適正化計画が未策定の町村についても、引き続き都市再生整備計画事業により、自治体の創意・工夫を凝らした事業に柔軟に対応できるよう、制度を拡充するよう要望する。

3 地方税電子化の動向に伴う基幹システム改修に対する財政措置の継続

地方税共通納税システムの対象税目については、令和5年度から全国一律で固定資産税、軽自動車税が追加され、その基幹システム改修費の財政支援については令和4年度地方税制改正の留意事項等において普通交付税措置を講ずると明記されたところである。

今後、上記以外の税目を共通納税システムの対象にするよう所要の処置を講ずることとされており、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化等、大規模な基幹システムの改修が予想され、財政規模の小さい町村には極めて大きな負担になるため、県は同様の財政措置を継続するよう国に対して働きかけるよう要望する。

4 低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例に対する要件確認への財政措置

低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置については、令和5年度税制改正において令和7年12月末まで延長されたが、市町村が行う要件確認事務については、確定申告前への駆け込み等相当数の確認申請があり、確認にあたっては事務

が大変繁雑するばかりでなく、宅地建物取引業を介さず相対取引をする場合かつ定められた確認要件では確認が取れない場合もあり、この場合には現地調査、ヒアリングなど相当な事務量を強いられている。

よって、県は低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例に対する市町村が行う要件確認事務に対し、確認書交付の実績に応じた財政措置を講ずるよう国に対して働きかけるよう要望する。

Ⅲ 地震防災対策関係

1 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されるなど老朽化が進んでいる。また、万一の災害時においては、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があることから、耐震化・老朽化等の対策は不可欠である。

よって、県は災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中核的役割を担う役場庁舎の耐震化に対し財政支援を強化するとともに国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 消防団用資機材・装備について、不足している資機材等の新規配備はもとより、定期的な装備の更新に対する財政措置を充実強化すること。

また、消防車両や消防ポンプ等のように、整備に多額の予算を必要とする資機材の整備についても別に財源措置を行うこと。

(2) 消防団員の出勤報酬に対し、実態にあった日数に基づき交付税措置をすること。

また、公務災害補償制度への掛金等の生活基盤の保障にかかる費用についても、必要な財政措置をすること。

(3) 消防団員の確保等にかかる補助制度を拡充すること。

3 原子力災害対策の充実強化

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね 30km）内が中心であるとともに、地方自治体が講じる UPZ 外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、県は、UPZ 外の地域の防災体制を充実・強化するため次の事項の実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

- (1) 防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・強化を図ること。
- (2) きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講じる対策について、所要の財源措置を行うこと。

IV 福祉・医療関係

1 医療保険制度の安定的運営

国民健康保険については、平成 30 年度から新制度に移行したが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けては課題が残されている。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
- (2) 持続可能な国民健康保険制度に向けた財政支援措置の更なる充実強化を図ること。

また、高度医療にかかる保険者負担の軽減制度の実現と、医療費抑制に向けた健康推進事業に対する財政支援を強化すること。

- (3) 町村が独自に実施している医療費助成制度に対する国庫負担金及び普通調整交付金

の減額調整措置を早急に全廃すること。

2 介護保険制度の広域化の推進及び人材の確保

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。

そのような中、町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

(2) 地域包括支援センターの人員要件等の緩和

主任介護支援専門員など専門職の配属が年々困難になっているため、人員要件及び委託要件を緩和すること。

(3) 主任介護支援専門員の高齢化など居宅介護支援事業所からの配属も難しくなっていることから、地域包括支援センターに配属するための市町村職員については主任介護支援専門員の資格を短期間で取得できるよう要件を緩和すること。

3 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 感染症対策・災害対策には、地域の実情に合った医療施設整備及び保健センター等の施設整備が必要であることから、施設の新築・改修整備費用の補助制度の柔軟な対

応及び住民の健康管理に必要な施設整備費用の補助制度を創設すること。

- (2) 山間地域や特にへき地における医療設備の整備・人材確保のために必要な財政措置をすること。

また、へき地診療所設備整備費補助事業に該当しない地域の診療所への補助対象内容の拡大など、補助制度の柔軟な対応を図るよう改善をすること。

- (3) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、令和6年度以降補助事業として継続すること。

また、中核病院等により設置される寄附講座への補助以外にも、診療所への医師や医療従事者に対する人材育成、確保のための人件費等補助制度の整備を図ること。

4 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 障害者総合支援法による地域生活支援事業に係る費用については、国及び県において十分な負担をすること。

また、障がい児通所支援に係る費用についても、国及び県において十分な負担をするとともに、利用に際する基準（対象者、日数上限、実施内容等）を示すこと。

- (2) 強度行動障がい者（児）を受け入れている通所・入所施設が県内では限られていることから、圏域ごとに強度行動障がい者（児）が利用できる通所・入所施設ができるよう各事業所に対し補助金等の支援を行い、設置を進めること。

5 福祉サービスの行政区間格差の是正

小規模自治体において、障害者や高齢者を対象とするような施設サービスについて、民間事業者の参入が期待できない場合に、公設公営により全ての施設サービスを満たすことは現実的には不可能である。

このことは住んでいる地域によって利用できるサービスに大きな格差を生むことになり、行政区で不均一・不公平を生じているといえる。

よって、県は細部にわたって一定のサービス水準を示すとともに、水準を満たすサービスを提供するための財源を交付するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、県は小規模自治体の実情を踏まえた福祉施策の制度設計をするとともに住む地域に関わらず一定の施設サービスを利用できるよう当該施設を整備する、若しくは民間事業者を誘致するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

6 自治体の実情に応じた支援体制モデルの提示

現在自治体には、重層的支援体制（包括的支援体制）やこども家庭総合支援体制、地域生活支援拠点等、精神障がいにも対応した地域包括ケア、医療的ケア児等とその家族に対する支援、成年後見支援といったより専門的かつ広汎な支援体制の整備が求められている。

人員確保に課題を抱える小規模自治体の実情を踏まえ、県は複数ある支援体制を整理・統合し、実施可能な支援体制モデルを提示するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

7 社会手当の整理

児童手当、児童扶養手当のほかに、近年は子育てに関する複数の特別給付金制度を創設するなど、類似した名称の手当が併設され、制度間の違いが分かりにくく、手当それぞれの給付事務に人員配置を要するため、小規模自治体では他の重要業務（専門的かつ広汎な支援体制整備等）に人員を確保することが難しいのが現状である。

よって、国及び県は手当の類型整理や申請行為の省略、自動振込等、迅速な給付や事務の人的負担の軽減に資するような、手当に関する制度の再設計をするよう特段の措置を講じるとともに、国に対して働きかけるよう要望する。

8 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化等

新型コロナウイルス感染症については、5 類感染症に移行したが、今後の感染状況によって、ワクチン接種をはじめとした感染対策に対する適切な支援が引き続き必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) ワクチン接種については、接種の目的や方針を早期に示し、市町村による接種計画の策定や準備期間を十分確保できるよう、速やかに情報提供を行うこと。

また、接種方針の変更により、新たな事務負担や財政負担が生じないよう、配慮すること。

(2) 新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、診療報酬特例の見直しに係る病床確保料の縮減等により、公立病院に過度な負担が生じ、一般診療に影響を及ぼすことのないよう、対策を講じること。

(3) 新たな感染症の危機に備えるため、国において万全の対策を講じること。また、新たな感染症対策に係る経費等については、国の責任において全面的な支援を行うこと。

9 措置制度に対する支援等

養護老人ホームにおいて措置制度による運営が行われているが、近年の物価高騰の影響もあり、施設の経営が困難になっている。

さらに、今後高齢者人口が増加することにより、措置対象者も増加するとともに、高齢化する入所者の多様なニーズに対応する必要があるが、職員の不足や低賃金などの問題から適切なサービス提供が困難になる可能性がある。

このような状況を踏まえ、今後適切な対応ができるよう、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 措置施設の運営母体に対する運営・経営状況などの確認体制の構築と職員の離職率を低下させる施策を進めること。

(2) 近年の物価高騰を踏まえて、支弁を行う場合に当該該当分に対する財政措置をすること。

(3) 措置制度を維持していくための施設の修繕・修理などに対し、措置施設の運営母体の運営・経営状況などにより支援を必要とする場合の財源措置をすること。

10 民生委員・児童委員制度の見直し

少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、社会情勢が変化
する中、児童虐待や認知症高齢者の相談事例など困難かつ多岐にわたる案件が増加し、

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員活動の負担が大きくなる一方で、その確保が難しくなっている。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 民生委員・児童委員制度を持続可能なものとするための制度の見直し、専門職等による支援を充実すること。
- (2) 民生委員・児童委員は無給であり、活動の対価として、わずかな活動費が支払われているのみであるため、報酬制による地位の向上など、人材確保につながる対策と財政支援をすること。

V 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 市町村自主運行バス、デマンドタクシーへの財政支援

- ① 県において実施している市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保すること。

また、市町村間等広域に跨がる新たな実証実験に対する補助制度を創設すること。

- ② 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
- ③ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統の要件を緩和すること。
- ④ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、条件不利地域の嵩上げ、人口規模による補助額設定の見直し、補助上限額の引き上げを行うなど補助制度の拡充を図ること。
- ⑤ 高齢者、免許返納者、高校生への支援に対する補助制度を創設すること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は利用者の増加・収支改善

のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であるとする。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるとともに、インバウンド等来訪者の観光や沿線地域の活性化・賑わいづくりにも重要な役割を担っていくものである。

昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがあることから、安定的に継続可能な運行が確保できるよう、不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への安全対策や利用促進・存続維持のために国・県が積極的に関与し、補助等新たな財政支援制度を創設するとともに、沿線市町の財政支援への地方財政措置を講じること。

また、既存の中小民鉄や第三セクター鉄道に対する支援策について、市町村が財政支援する線区に対しては、大手民鉄を含む全ての鉄軌道事業者を支援対象とすること。

2 マイナンバーカードの利活用機会の拡充

マイナンバーカード所有者は、コンビニ等で各種証明書を取得でき、住民の利便性、カードの普及率向上には一役を担っている。

各種証明書のコンビニ交付サービスは、全国でも約半数の自治体が導入しているが、そのランニングコストは非常に高額でどの自治体においても財政的負担が大きい。

導入経費は特別交付金で措置されるが、その後の経常経費は一部交付税措置されるとしても、手数料収入、人口減少の傾向からみて、費用対効果に乏しい上、戸籍情報システムの構築により戸籍の届出や公的機関の手続きに戸籍の添付が不要となること等から利用の減少が予想される。

マイナンバーカードを所有することで各種手続が可能になれば、各自が持つ意識も高まるので、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい仕組みを構築することが極めて重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 各省庁が連携してマイナンバーカードの利便性を向上させるため利活用策を検討すること。

(2) 各種証明書のコンビニ交付サービス運営に係る経費に対する財政支援措置を拡充すること。

併せて、J-LIS 運営負担金を引き下げること。

VI 治水・砂防・治山関係

1 災害から守るための河川整備の推進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 県内河川改修事業へ予算を重点配分すること。
- (3) 市町村が内水対策として計画排水量を確保するために行う計画策定及び浸水危険地域への排水機設置に対する支援及び技術指導等を行うこと。
- (4) 河川の洪水流下能力を高めるための浚渫や樹木の伐開、堤防の嵩上げ・拡幅、護岸整備等を推進すること。

2 砂防事業の推進

本県は県土の約 8 割を山地が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防事業は、土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、最優先に推進すべき根幹的な事業である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。

(2) 砂防関係事業を推進すること。

(3) 老朽化により機能の低下した既存砂防施設の長寿命化のための整備推進を図ること。

3 治山事業の推進

異常気象によるゲリラ豪雨の頻発など、災害発生の増加が懸念される中、新たに治山対策を必要とする箇所も増える傾向にある。

こうした状況に対して、これまでも森林の公益的機能の維持・増進や国土保全対策として治山事業が実施されているが、更なる対策が必要である。

よって、県は引き続き荒廃山地の早期復旧、防災・減災対策と併せ、既存治山施設の長寿命化を推進するための予算を確保するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

Ⅶ 生活環境施設関係

1 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに消防水利としての役割も担い住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業の上水道事業への統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 耐震化事業や老朽管更新事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率を一律2分の1以上に拡充すること。

(2) 震災対策の充実・強化を図るため、給水車、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

(3) 広域的な水道事業者等との連携等の推進と、必要となる技術的及び財政的な援助をすること。

(4) 緊急時給水拠点確保事業のうち「重要給水施設配水管」に簡易水道事業も加えること。

2 県営水道における受水費の見直し

中濃地域の2市4町及び東濃5市は、県営水道から安定した水道水の供給を受けているが、今後、水需要の減少、施設・設備の老朽化に伴う有収率の低下に加え、施設の更新や耐震化等に多額の費用が見込まれることから、市町の水道事業の経営は更に厳しくなる見込みとなっている。

地域の活性化やまちづくりのためには、生活基盤インフラの整備は重要な条件となるため、水道事業の安定的経営は不可欠である。

よって、県は優良財源の確保とともに合理的な施設整備の見直しなどにより受水費の値下げをするよう要望する。

3 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあっては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げること。
- (2) 経年劣化等災害を伴わない状況での個人設置型既設合併処理浄化槽の更新についても国庫補助の対象とすること。
- (3) 住宅立地の関係で配管工事が高額となり設置をためらう世帯もあるため、全ての合併浄化槽設置事業において配管工事費を国庫補助対象とすること。
- (4) 集合処理型の高度処理型合併浄化槽設置及び単独浄化槽撤去補助、宅内配管工事補助を継続すること。

4 高度処理対策の推進

下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移している

が、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率の向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 下水道施設の改築に係る国庫補助を継続すること。
- (2) 高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げること。
- (3) 高度処理導入に係る県補助制度を創設すること。

5 ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等

我が国では、循環型社会の形成に向けて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを一層強化していく必要があるが、今後、人口減少・少子高齢化の進行により、空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難となる高齢者の増加等、廃棄物を巡る課題が増えていくことが懸念される。

よって、国及び県は、その対応に当たる町村の取り組みを支援するとともに、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関する取り組みを総合的に推進するため、次の事項の実現に向けて特段の措置を講ずるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 3Rの推進にかかる経費について、財政措置を充実強化すること。
- (2) 海洋プラごみの削減活動、地域の環境リーダー育成等に取り組むNPOへの支援をすること。
- (3) ごみの焼却事業の広域化を進める際には、県は助言や市町村間の調整等において協力すること。

VIII 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にある。

食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持のためにも、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業等の促進

農業施設の老朽化が進む中、安定した農業の確立と活力ある農村の持続的維持・発展を図るため、県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業の新規採択促進及び補助率を堅持すること。

(2) 農業農村整備事業の予算確保等

自然災害や国外情勢の不安定な状況など、危機的事案に対応できる食料供給の安定基盤を形成し、持続可能な農業・農村づくりを推進するため、農業農村整備事業の予算を安定的に確保し、県単独農業農村整備事業の充実を図ること。

また、ほ場整備事業のソフト事業である農業経営高度化支援事業は、担い手への農地集積及び地元負担軽減に不可欠であることから、要望予算を継続確保すること。

農地中間管理事業については、個人の担い手の集積では要件の達成が難しく支援の対象とならないので、これらの農地集積についても支援をすること。

(3) 多面的機能支払交付金の継続

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくためにも多面的機能支払交付金制度の促進及び予算額を確保すること。

また、制度の簡略化及び事務負担の軽減をすること。

(4) 担い手の育成・確保

農業の担い手の高齢化により、今後農業を引退する担い手が増えてくるが、将来の農地維持のために新たな担い手の育成・確保について補助事業等を拡充すること。

(5) 耕作放棄地対策

耕作放棄地となった農地は、解消に多額の経費がかかるとともに、鳥獣による被害を助長するものであることから、防草シートの購入に対する補助の対象を個人の遊休農地も対象とすること。

(6) 中山間地域等直接支払交付金・事務のデジタル化推進

日本型の直接支払制度である中山間地域等直接支払交付金の集落協定等の管理・指導事務のデジタル化推進について、国・県の指導及び予算の拡充をすること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

中山間地域において野生鳥獣による農作物被害は非常に深刻な問題となっており、甚大な被害は、農業経営意欲を欠く要因になっている。

農業者の高齢化により耕作面積が年々減少していくことに合わせ、野生鳥獣の生息区域が人家周辺に迫り、サルやシカ、イノシシといった獣による農作物被害が年々増加している。

これらの対策には、野生鳥獣の絶対数を減少させ、侵入を防ぐ防護柵や繁殖を防ぐための防草シートの設置などを行う必要がある。

野生鳥獣による農作物被害が年々増加する一方、有害鳥獣駆除の従事者については、人口減や高齢化等により年々減少しており、農地集積が進むことにより、集落における農作物被害への関心が薄れることで、新たな従事者を育成することが困難になるなど、人的な面での課題が大きくなっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保すること。

また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣による破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とすること。

(2) 従事者確保に向けて国や県で捕獲隊を組織するなど、捕獲体制づくりへの広域的な取り組みをすること。

(3) 斃死獣処理について、自治体は自然環境との共生に対して苦慮しているため、処理施設建設に伴う補助率の引き上げや処理数の交付税算入などの優遇措置を行うこと。

Ⅷ 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら 2050 年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られることが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」の着実な推進

基本計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取り組みの展開、③新たな山村価値の創造、④木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

(2) 林業成長産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の財源確保及び制度を拡充すること。

また、国産木材の需要を高める新たな補助事業の創設、または既存事業を拡大すること。

(3) 林道整備事業の推進

木材生産や森林施業の作業効率向上と搬出経費の節減を図ることで、やりがいのある林業として新たな担い手確保に繋げていくため、路網整備の推進と公共林道事業及び県単林業事業の予算を確保すること。

2 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し

侵入竹の伐倒については、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した事業において補助がされているが、竹林は、伐倒後数年間は刈戻しを実施しないと伐倒前の竹林の状態に戻ってしまうため、実施後の管理が重要となっている。しかし、現状は伐倒後の竹を竹林内に集積し放置するほかないため、管理のために竹林内に立ち入る際や刈戻しにおいても障害となっている。

よって、県は竹林の整備においては伐倒した竹の破砕まで補助対象とするよう要望する。

X エネルギー対策関係

1 物価高に対する財政支援

コロナ禍からの経済回復に伴う原油の需要増やウクライナ情勢、円安等に伴う原油価格高騰により、エネルギー価格・物価上昇を招き、各業界や国民生活に大きな影響が出ている。

よって、県は住民が安定した生活を送るために、物価高あるいは生活支援への即効性のある、用途を限定しない切れ目のない財政支援をするよう国に対して働きかけるよう要望する。

2 再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する財政的支援

災害時に孤立する集落を中山間地に多く抱える岐阜県では、エネルギーの安全保障等の課題から、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーインフラの構築が進められている。当事業を通じてエネルギーの削減、地球温暖化対策が図られるとともに、水素を活用した地産地消型エネルギーシステムを構築し、新たな地域産業の創設、地方創生を目指している。

よって、県は今後のエネルギー対策として、再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する補助事業の拡充など財政的支援を拡充するよう国に対して働きかけるよう要望する。

3 環境保全対策の推進

SDGs やパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年温室効果ガス排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取り組みが求められている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、意欲ある町村がより積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。

(2) ゼロカーボンシティの実現に向けて、事業者の取り組みの活性化を支援すること。

X I その他

1 新食肉基幹市場建設促進に係る支援強化

新食肉基幹市場は県民に安全・安心な食肉を安定的に供給するための食肉流通の拠点になることはもちろん、岐阜県産食肉のブランド力の向上に資するための施設となる。

令和4年度には施設の基本構想が策定され、関係団体や42市町村を含む「オール岐阜」の体制で推進していくこととなった。

令和5年度では施設整備の基本計画が策定される予定であり、建設される施設の具体化、建設費の負担割合、必要な財源の確保等、県下各市町村に跨がる難しい課題をクリアしなければならない。

当該事業は、県内全体の畜産振興に大きな影響を与える施設の建設であることから、県は促進協議会のアドバイザーというスタンスのみならず、これまで以上の財源を含めたリーダーシップを発揮するよう要望する。

2 地籍調査事業の推進

令和4年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均で52%となっているが、岐阜県下では約18.3%と全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業である。

地籍調査は一つの調査地区の開始から完了までに数年の期間を要し、業務を実施する上で携わる職員の測量・登記に関する知識と調査全般の経験が必要とされている。

近年の社会全般における人手不足に伴い、地籍調査事業の人員確保が困難となっているが、人員体制の不足は事業の進捗の妨げに繋がる。

よって、県は地籍調査事業の積極的な推進を図るため、市町村計画に基づく要望額に見合った予算配分をするよう国に対して強く働きかけるよう強く要望する。

3 空き家対策の支援事業に係る補助率の拡充等

空き家は安全、防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあ

るため、空き家の増加を防いでいくことが大きな課題である。

令和5年4月1日施行の民法改正において、所有者不明土地・建物の管理制度や、所在不明の共有者がある場合の共有制度の見直しが行われ、建物の維持保全に係る法的手続きが整備され、所有者不明土地等の発生防止と利用の円滑化が進むことが期待されるが、現行の空家法では即時執行の定めがない。

各自治体において条例に基づく緊急安全措置等を行う場合であっても、物件処分まで非常に時間が掛かり、物件が売却可能になる頃には建物は再起不能となる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国は相続人不明物件、相続放棄物件の即時執行や、相続放棄からよりスピード感のある処分が可能になるよう、土地国庫帰属制度手続きの簡略化、登録用件の緩和（売却可能な建物があれば解体の必要なし）をすること。
- (2) 県は空家対策支援補助金の補助率の引き上げ及び予算総額の確保を図ること。

4 エネルギー価格の高騰に対する地方自治体への財政支援

令和5年度の地方財政計画において、自治体の施設の光熱費高騰への対応として一般行政経費（単独）が増額されたものの、地方自治体の施設管理費等が増加していることから、更なる財政措置が必要である。

また、電力価格高騰の影響を受けた水道事業者（地方公営企業）への支援に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することは非常に困難であり、事業継続のためには、水道料金に転嫁せざるを得ない状況となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 体育館や図書館、文化センター等住民活動に直接影響がある施設をはじめとした公共施設の電気代等値上がり相当分を財政支援すること。
- (2) 電力価格高騰の影響を受けた水道事業者に対して直接的な財政支援をすること。